

第 6 3 号議案

八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について

八王子市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 2 6 年 9 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市手数料条例の一部を改正する条例

八王子市手数料条例（昭和 2 4 年八王子市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

- 1・2 (略)
3 交付手数料

	事務	名称	金額
1～7	(略)	(略)	(略)
8	(略)	(略)	(略)
<u>9</u>	<u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付</u>	<u>開発登録簿の写しの交付手数料</u>	<u>1枚につき 700円</u>
<u>10</u>	(略)	(略)	(略)

- 4 申請手数料

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
<u>1</u>	<u>法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設許可の申請に対する審査</u>	<u>介護老人保健施設開設許可申請手数料</u>	<u>1件につき 63,000円</u>
<u>2</u>	<u>法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更許可の申請に対する審査（構造設備の変更を伴う場合に限る。）</u>	<u>介護老人保健施設変更許可申請手数料</u>	<u>1件につき 33,000円</u>

(2) と畜場法（昭和28年法律第114号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
<u>1</u>	<u>法第4条第2項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査</u>	<u>一般と畜場設置許可申請手数料</u>	<u>1件につき 22,000円</u>

改正前

別表（第2条関係）

- 1・2 (略)
3 交付手数料

	事務	名称	金額
1～7	(略)	(略)	(略)
8	(略)	(略)	(略)
<u>9</u>	(略)	(略)	(略)

- 4 申請手数料

	事務	名称	金額
<u>1</u>	<u>建築基準法第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査</u>	<u>確認申請手数料</u>	<u>確認申請手数料の額は確認申請1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する部分が含まれる場合においては一の建築物については1の2の項に掲げる額の手数を加えた額、同法第87条の2に規</u>

	査		
2	法第4条第2項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査	簡易と畜場設置許可申請手数料	1件につき 10,000円
3	法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査	と畜検査手数料	牛、馬 1頭につき 1,200円 こ牛、豚 1頭につき 310円 めん羊、山羊 1頭につき 240円

(3) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可申請手数料	1件につき 240,000円
2	法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	1件につき 220,000円
3	法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	1件につき 220,000円

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第7条第1項本文の規	一般廃棄物	1件につき

定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項又は3の項に掲げる額の手数を加えた額)

30平方メートル以内のもの

5,000円

30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの

9,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

14,000円

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

19,000円

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

34,000円

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの

48,000円

	定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	収集運搬業許可申請手数料	10,000円
2	法第7条第6項本文の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	10,000円
3	法第7条の2第1項本文の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	10,000円
4	法第7条の2第1項本文の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	10,000円
5	法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	(1) 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円 (2) その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 110,000円
6	法第8条の2の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の定期検査	一般廃棄物処理施設定期検査手数料	1件につき 33,000円
7	法第9条第1項本文の規	一般廃棄物	(1) 法第8条第4項に

2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
140,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの
240,000円
50,000平方メートルを超えるもの
460,000円

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

	定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	処理施設変更許可申請手数料	規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円 (2) その他の一般廃棄物処理施設に係るもの1件につき 100,000円
8	法第9条の2の4第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の熱回収施設に係る認定の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設の熱回収施設認定申請手数料	1件につき 33,000円
9	法第9条の2の4第2項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の熱回収施設に係る認定の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設の熱回収施設認定更新申請手数料	1件につき 27,000円
10	法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	1件につき 40,000円
11	法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割についての認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設を有する法人の合併等認可申請手数料	1件につき 40,000円
12	法第14条第1項本文の規定に基づく産業廃棄物	産業廃棄物収集運搬業	1件につき 81,000円

			ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積 エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積
1の2	建築基準法第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査に係る構造計算適合性判定に係る審査	構造計算適合性判定手数料	構造計算適合性判定手数料の額は、構造計算適合性判定を要する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額 (1) 1,000平方メートル以内のもの ア 構造計算が建築

	収集運搬業の許可の申請に対する審査	許可申請手数料	
13	法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	(1) 事業の範囲に積替え又は保管を含むもの1件につき 73,000円 (2) 事業の範囲に積替え又は保管を含まないもの1件につき 42,000円
14	法第14条第6項本文の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 100,000円
15	法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 94,000円
16	法第14条の2第1項本文の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1件につき 71,000円
17	法第14条の2第1項本文の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	1件につき 92,000円
18	法第14条の4第1項本文の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業	特別管理産業廃棄物収集運搬業許	1件につき 81,000円

基準法第20条第2号イに規定するプログラム又は同条第3号イに規定するプログラム（以下これらを「大臣認定プログラム」という。）により行われたもの
111,000円
イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの
159,000円
(2) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの
137,000円
イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの
212,000円
(3) 2,000平方メートルを超え、10

	施設の設置の許可の申請に対する審査	置許可申請手数料	物処理施設に係るもの1件につき 140,000円 (2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの1件につき 120,000円
25	法第15条の2の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の定期検査	産業廃棄物処理施設定期検査手数料	1件につき 33,000円
26	法第15条の2の6第1項本文の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料	(1) 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの1件につき 130,000円 (2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの1件につき 110,000円
27	法第15条の3の3第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の熱回収施設に係る認定の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設の熱回収施設認定申請手数料	1件につき 33,000円
28	法第15条の3の3第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の熱回収施設に係る認定の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設の熱回収施設認定更新申請手数料	1件につき 27,000円
29	法第15条の4前段にお	産業廃棄物	1件につき

			イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 590,000円
2	建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機の設置に関する確認申請	建築設備の設置に関する確認申請手数料	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 9,000円 小荷物専用昇降機1基につき 4,000円 昇降機以外の建築設備1件につき 9,000円
3	建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機の設置に関する確認申請	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する確認申請手数料	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 5,000円 小荷物専用昇降機1基につき 3,000円 昇降機以外の建築設備1件につき 5,000円

	いて準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	処理施設譲受け等許可申請手数料	40,000円
30	法第15条の4前段において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割についての認可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設を有する法人の合併等認可申請手数料	1件につき 40,000円

(5) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき 10,000円

(6) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	1件につき 86,000円
2	法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第3	優良住宅新築認定申請手数料	優良住宅新築認定申請手数料の額は優良住宅新築認定申請1件につ

4	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（工作物を築造する場合（5の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	工作物の築造に関する確認申請手数料	1件につき 8,000円
5	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する確認申請に係るものに限る。）の申請に対する審査	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する確認申請手数料	1件につき 4,000円
6	建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（9の項に掲げる場合を除く。）の申請に対する審査	完了検査申請手数料	完了検査申請手数料の額は完了検査申請1件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、7の項又は10の項に掲げる額の手

1条の2第2項第15号
 二若しくは第62条の3
 第4項第15号ニに規定
 する住宅の新築が優良な
 住宅の供給に寄与するも
 のであることについての
 認定の申請に対する審査

き、新築住宅の床面積
 の合計に応じ次に掲げ
 る額

100平方メートル
 以下のもの

6,200円

100平方メートル
 を超え、500平方
 メートル以下のもの

8,600円

500平方メートル
 を超え、2,000
 平方メートル以下の
 もの

13,000円

2,000平方メー
 トルを超え、10,
 000平方メートル
 以下のもの

35,000円

10,000平方メ
 ートルを超えるもの

43,000円

数料を加えた額)

30平方メートル以
 内のもの

10,000円

30平方メートルを
 超え、100平方メ
 ートル以内のもの

12,000円

100平方メートル
 を超え、200平方
 メートル以内のもの

16,000円

200平方メートル
 を超え、500平方
 メートル以内のもの

22,000円

500平方メートル
 を超え、1,000
 平方メートル以内の
 もの

36,000円

1,000平方メー
 トルを超え、2,0
 00平方メートル以
 内のもの

50,000円

2,000平方メー
 トルを超え、10,
 000平方メートル
 以内のもの

120,000円

(7) 計量法（平成4年法律第51号。以下この号において「法」とい
 う。）関係

	事務	名称	金額
1	法第19条第1項の規定 に基づく定期検査	定期検査手 数料	次の特定計量器1個に つき、その区分に応じ 次に定める額 (1) 質量計 ア 非自動はかり

				<p><u>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</u> 190,000円</p> <p><u>50,000平方メートルを超えるもの</u> 380,000円</p> <p><u>ア 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積</u></p> <p><u>イ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合</u> <u>当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積</u></p>
			<p><u>ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであつて、ひょう量が1トン以下のもの</u> 1,400円</p> <p><u>ひょう量が100キログラム以下のもの</u> 1,800円</p> <p><u>ひょう量が250キログラムを超え、500キログラム以下のもの</u> 2,200円</p> <p><u>ひょう量が500キログラムを超えるもの</u> 3,100円</p> <p><u>イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの</u></p>	<p><u>7 建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）又は同法第87条の2において準用する同法第7条第4項の規定に基づく建築設備に関する完了検査（10の項に掲げる場合</u></p> <p><u>建築設備の設置に関する完了検査申請手数料</u></p> <p><u>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき</u> 13,000円</p> <p><u>小荷物専用昇降機1基につき</u> 8,000円</p> <p><u>昇降機以外の建築設備1件につき</u></p>

250円
 (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの
 ひょう量が100キログラム以下のもの
 500円
 ひょう量が100キログラムを超え、250キログラム以下のもの
 900円
 ひょう量が250キログラムを超え、500キログラム以下のもの
 1,500円
 ひょう量が500キログラムを超え、1トン以下のもの
 2,100円
 ひょう量が1トンを超え、2トン以下のもの
 3,700円
 ひょう量が2トンを超え、5ト

	を除く。)の申請に対する審査		13,000円
8	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査	工作物の築造に関する完了検査申請手数料	1件につき 9,000円
9	建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請(当該申請が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。10の項において同じ。)に対する審査	中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料	完了検査申請手数料の額は完了検査申請1件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、7の項又は10の項に掲げる額の手数料を加えた額) 30平方メートル以内のもの 9,000円 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 11,000円 100平方メートルを超え、200平方

ン以下のもの
6,900円
ひょう量が5ト
ンを超え、10
トン以下のもの
10,700円
ひょう量が10
トンを超え、2
0トン以下のも
の
15,000円
ひょう量が20
トンを超え、3
0トン以下のも
の
19,100円
ひょう量が30
トンを超え、4
0トン以下のも
の
21,600円
ひょう量が40
トンを超え、5
0トン以下のも
の
29,800円
ひょう量が50
トンを超えるも
の
51,200円
イ 分銅又は定量お
もり若しくは定量

メートル以内のもの
15,000円
200平方メートル
を超え、500平方
メートル以内のもの
21,000円
500平方メートル
を超え、1,000
平方メートル以内の
もの
35,000円
1,000平方メー
トルを超え、2,0
00平方メートル以
内のもの
47,000円
2,000平方メー
トルを超え、10,
000平方メートル
以内のもの
110,000円
10,000平方メ
ートルを超え、50
,000平方メート
ル以内のもの
180,000円
50,000平方メ
ートルを超えるもの
370,000円
ア 建築物を建築した
場合（移転した場合
を除く。） 当該建

			増おもり 10円
		(2) 皮革面積計	2,500円
2	法第127条第3項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定に係る検査	適正計量管理事業所の指定に係る検査手数料	1件につき 7,400円

備考

- 1 1の項に規定する定期検査手数料の質量計のうち、最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満の非自動はかりに係る手数料の額は、この表に掲げる手数料の額の2倍の額とする。
- 2 1の項に規定する定期検査手数料のうち、検査の実施に当たり検査用器具の運搬を要する場合の手数料の額は、定期検査を受ける質量計のひょう量につき、100キログラム（100キログラム未満のときは100キログラムとし、100キログラム未満の端数が生ずるときはその端数は100キログラムとする。）当たり100円として、計算して得た額を加算した額とする。
- 3 前項に該当する場合において、定期検査を受ける質量計が2以上あるときは、当該質量計のひょう量（ひょう量が1トンを超える質量計にあつては、当該ひょう量を特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第214条後段の規定による読替えの例により読み替えて得た値）を合計して得た値について計算する。
- (8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者登録申請手数料	1件につき 6,100円

			築に係る部分の床面積 イ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積
10	建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）に関する完了検査申請に関する審査	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請に対する審査	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 12,000円 小荷物専用昇降機1基につき 8,000円
11	建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請に対する審査	建築物に関する中間検査申請手数料	中間検査申請手数料の額は中間検査申請1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、12の項に掲げる額の手数料を加えた額）

2	法第42条第2項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	引取業者登録更新申請手数料	1件につき 4,200円
3	法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	フロン類回収業者登録申請手数料	1件につき 6,100円
4	法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	フロン類回収業者登録更新申請手数料	1件につき 4,200円
5	法第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	解体業許可申請手数料	1件につき 78,000円
6	法第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	解体業許可更新申請手数料	1件につき 70,000円
7	法第67条第1項の規定に基づく破碎業の許可の申請に対する審査	破碎業許可申請手数料	1件につき 84,000円
8	法第67条第2項の規定に基づく破碎業の許可の更新の申請に対する審査	破碎業許可更新申請手数料	1件につき 77,000円
9	法第70条第1項の規定に基づく破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破碎業変更許可申請手数料	1件につき 75,000円

(9) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下この号において「法」という。）関係

事務	名称	金額
----	----	----

30平方メートル以内のもの
9,000円

30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの
11,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの
15,000円

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
20,000円

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
33,000円

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
45,000円

2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
100,000円

10,000平方メートル

1	法第34条第2項（法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時運行の許可の申請に対する審査	臨時運行許可申請手数料	1両につき 750円
---	---	-------------	---------------

(10) 都市計画法（以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	<p>1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 開発区域の面積に応じ次に掲げる額</p> <p>0. 1ヘクタール未満のもの1件につき 13,000円</p> <p>0. 1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの1件につき 34,000円</p> <p>0. 3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの1件につき 65,000円</p> <p>0. 6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの1件につき 133,000円</p>

			<p>一トルを超え、50,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>50,000平方メートルを超えるもの 330,000円</p>
12	建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）又は同法第87条の2において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査	建築設備に関する中間検査申請手数料	<p>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 12,000円</p> <p>小荷物専用昇降機1基につき 8,000円</p> <p>昇降機以外の建築設備1件につき 12,000円</p>
13	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請に対する審査	工作物に関する中間検査申請手数料	1件につき 9,000円
14	建築基準法第7条の6第1項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査	検査済証の交付を受け前における建築物等の仮使用承認申請手数料	1件につき 120,000円

<p><u>1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの1件につき</u> 200,000円</p> <p><u>3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの1件につき</u> 261,000円</p> <p><u>6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの1件につき</u> 337,000円</p> <p><u>10ヘクタール以上のもの1件につき</u> 460,000円</p>	<p>14の2</p>	<p><u>建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査</u></p>	<p><u>計画通知手数料</u></p>	<p><u>計画通知手数料の額は、計画通知1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について14の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）</u></p> <p><u>30平方メートル以内のもの</u> 5,000円</p> <p><u>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</u> 9,000円</p> <p><u>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</u> 14,000円</p>
<p><u>(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合 開発区域の面積に応じ次に掲げる額</u></p> <p><u>0. 1ヘクタール未満のもの1件につき</u> 20,000円</p> <p><u>0. 1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの1件につ</u></p>				

き
46,000円
0. 3ヘクタール以上0. 6ヘクタール未満のもの1件につき
100,000円
0. 6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの1件につき
185,000円
1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの1件につき
307,000円
3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの1件につき
415,000円
6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの1件につき
521,000円
10ヘクタール以上のもの1件につき
737,000円
③ その他の場合 開発区域の面積に応じ次に掲げる額
0. 1ヘクタール未満のもの1件につき
131,000円

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
19,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
34,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
48,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
140,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの
240,000円
50,000平方メートルを超えるもの
460,000円
ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面

			<p><u>0. 1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの1件につき</u> 199,000円</p> <p><u>0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの1件につき</u> 292,000円</p> <p><u>0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの1件につき</u> 348,000円</p> <p><u>1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの1件につき</u> 525,000円</p> <p><u>3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの1件につき</u> 599,000円</p> <p><u>6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの1件につき</u> 746,000円</p> <p><u>10ヘクタール以上</u> のもの1件につき 1,004,000円</p>			<p>積</p> <p>イ <u>適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</u></p> <p>ウ <u>建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積</u></p> <p>エ <u>適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替を</u></p>
2	法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許	開発行為変更許可申請	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合			

可の申請に対する審査

手数料

算した額。ただし、その額が1,004,000円を超えるときは、その手数料の額は、1,004,000円とする。

(1) 開発行為に関する設計の変更（(2)のみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあつては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては、縮小後の開発区域の面積）に応じ1の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入された開発区域の面積に応じ1の項に規定する額

(3) その他の変更

14の3

建築基準法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する通知に対する審査に係る構造計算適合性判定に係る審査

構造計算適合性判定手数料

し、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積

構造計算適合性判定手数料の額は、構造計算適合性判定を要する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額

(1) 1,000平方メートル以内のもの
ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの
111,000円
イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの
159,000円

(2) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの
137,000円
イ 構造計算が大臣認定プログラム以

			15,000円
3	法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請手数料	1件につき 55,000円
4	法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件につき 39,000円
5	法第43条第1項の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	敷地の面積に応じ次に掲げる額 0.1ヘクタール未満のもの1件につき 10,000円 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの1件につき 27,000円 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの1件につき 53,000円 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの1件につき

	外の方法により行われたもの 212,000円
(3)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 150,000円 イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 243,000円
(4)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 190,000円 イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 322,000円
(5)	50,000平方メートルを超えるも

			76,000円 1ヘクタール以上の もの1件につき 122,000円				の ア 構造計算が大臣 認定プログラムに より行われたもの 322,000円 イ 構造計算が大臣 認定プログラム以 外の方法により行 われたもの 590,000円
6	法第45条の規定に基づ く開発許可を受けた地位 の承継の承認申請に対す る審査	開発許可を 受けた地位 の承継の承 認申請手数 料	(1) 承認申請をする者 が行おうとする開発 行為が、主として自 己の居住の用に供す る住宅の建築の用に 供する目的で行うも の又は主として、住 宅以外の建築物で自 己の業務の用に供す るものの建築若しく は自己の業務の用に 供する特定工作物の 建設の用に供する目 的で行うものであつ て開発区域の面積が 1ヘクタール未満の ものである場合1件 につき 2,500円	14の 4	建築基準法第18条第3 項の規定に基づく昇降機 (同法第87条の2に規 定するものに限る。)又 は同法第87条の2にお いて準用する同法第18 条第3項の規定に基づく 建築設備に関する計画 (建築設備を設置する場 合(14の5の項に掲げ る場合を除く。)に係る ものに限る。)の通知に 対する審査	建築設備の 設置に関する 計画通知 つき 手数料 9,000円 小荷物専用昇降機1基 につき 4,000円 昇降機以外の建築設備 1件につき 9,000円	
			(2) 承認申請をする者 が行おうとする開発 行為が、主として、 住宅以外の建築物で 自己の業務の用に供 するものの建築又は 自己の業務の用に供 する特定工作物の建	14の 5	建築基準法第18条第3 項の規定に基づく昇降機 (同法第87条の2に規 定するものに限る。)又 は同法第87条の2にお いて準用する同法第18 条第3項の規定に基づく 建築設備に関する計画 適合するこ とを認めら れた建築設 備の計画の 変更をして 建築設備を 設置する場 合に関する	昇降機(小荷物専用昇 降機を除く。)1基に つき 5,000円 小荷物専用昇降機1基 につき 3,000円 昇降機以外の建築設備	

		設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合1件につき 4,000円
		(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合1件につき 19,000円

(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第15号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について

	(適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。)の通知に対する審査	計画通知手数料	1件につき 5,000円
14の6	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画（工作物を築造する場合（14の7の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	工作物の築造に関する計画通知手数料	1件につき 8,000円
14の7	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第3項の規定に基づく工作物の計画（適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。）の通知に対する審査	適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する計画通知手数料	1件につき 4,000円
14の8	建築基準法第18条第15項の規定に基づく建築物に関する工事完了（14の11の項に掲げる場合を除く。）の通知に	工事完了通知手数料	工事完了通知手数料の額は、工事完了通知1件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じ

同表中 17 の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機 1 基について同表中 18 の項又は 19 の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)

(1) 申請に併せて市長が指定する者(以下「適合性確認機関」という。)が作成した法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅
4,700円

イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)

ア) 住戸ごとの申請の場合
申請戸数が 1 戸のもの

4,700円

する審査

計に応じ、次に掲げる額(通知に建築基準法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について、14 の 9 の項又は 14 の 12 の項に掲げる額の手数料を加えた額)

30 平方メートル以内のもの

10,000円

30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの

12,000円

100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの

16,000円

200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの

22,000円

500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの

36,000円

1,000 平方メートルを超え、2,0

			<u>一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が2 戸以上5戸以下 のもの</u> <u>9,400円</u>			<u>00平方メートル以 内のもの</u> <u>50,000円</u>
			<u>一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が6 戸以上10戸以 下のもの</u> <u>16,000円</u>			<u>2,000平方メー トルを超え、10, 000平方メー トル以内のもの</u> <u>120,000円</u>
			<u>一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が1 1戸以上25戸 以下のもの</u> <u>27,000円</u>			<u>10,000平方メ ートルを超え、50 000平方メー トル以内のもの</u> <u>190,000円</u>
			<u>一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が2 6戸以上50戸 以下のもの</u> <u>45,000円</u>			<u>50,000平方メ ートルを超えるもの</u> <u>380,000円</u>
			<u>一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が5 1戸以上100 戸以下のもの</u> <u>82,000円</u>			<u>ア 建築物を建築した 場合（移転した場合 を除く。）当該建 築に係る部分の床面 積</u> <u>イ 建築物を移転し、 又はその大規模の修 繕若しくは大規模の 模様替をした場合 当該移転又は修繕若 しくは模様替に係る 部分の床面積に2分 の1を乗じて得た面 積</u>
	<u>14の</u>	<u>建築基準法第18条第1</u>	<u>建築設備の</u>	<u>昇降機（小荷物専用昇</u>		

			のうち同時に申請する戸数が10戸以上20戸以下のもの 131,000円	9	5項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）又は同法第87条の2において準用する同法第18条第15項の規定に基づく建築設備に関する工事完了（14の12の項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査	設置に関する工事完了通知手数料	降機を除く。）1基につき 13,000円 小荷物専用昇降機1基につき 8,000円 昇降機以外の建築設備1件につき 13,000円
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が20戸以上30戸以下のもの 170,000円	14の10	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第15項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査	工作物の築造に関する工事完了通知手数料	1件につき 9,000円
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が30戸以上のもの 185,000円	14の11	建築基準法第18条第15項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該通知が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。14の12の項において同じ。）の通知に対する審査	中間検査を受けた建築物の工事完了通知手数料	工事完了通知手数料の額は、工事完了通知1件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、14の9の項又は14の12の項に掲げる額の手数料を加えた額）
			(イ) 一の建築物の申請の場合 a 住戸の部分 （人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。） 建築物の総戸数が1戸のもの 4,700円				
			建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの				

の

9,400円

建築物の総戸
数が6戸以上
10戸以下の
もの

16,000円

建築物の総戸
数が11戸以
上25戸以下
のもの

27,000円

建築物の総戸
数が26戸以
上50戸以下
のもの

45,000円

建築物の総戸
数が51戸以
上100戸以
下のもの

82,000円

建築物の総戸
数が101戸
以上200戸
以下のもの

131,000円

建築物の総戸
数が201戸
以上300戸
以下のもの

170,000円

30平方メートル以
内のもの

9,000円

30平方メートルを
超え、100平方メ
ートル以内のもの

11,000円

100平方メートル
を超え、200平方
メートル以内のもの

15,000円

200平方メートル
を超え、500平方
メートル以内のもの

21,000円

500平方メートル
を超え、1,000
平方メートル以内の
もの

35,000円

1,000平方メー
トルを超え、2,0
00平方メートル以
内のもの

47,000円

2,000平方メー
トルを超え、10,
000平方メートル
以内のもの

110,000円

10,000平方メ
ートルを超え、50

				<u>建築物の総戸数が301戸以上のもの</u> 185,000円 <u>b 共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）</u> <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> 9,300円 <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u> 26,000円 <u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,0</u>			<u>、000平方メートル以内のもの</u> 180,000円 <u>50,000平方メートルを超えるもの</u> 370,000円 <u>ア 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）</u> <u>当該建築に係る部分の床面積</u> <u>イ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合</u> <u>当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積</u>
<u>14の12</u>	<u>建築基準法第18条第15項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）</u>	<u>中間検査を受けた昇降機に関する</u>	<u>工事完了通知</u>	<u>に関する工事完了の通知</u>	<u>に対する審査</u>	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 12,000円 小荷物専用昇降機1基につき 8,000円	
<u>14の13</u>	<u>建築基準法第18条第18項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了の通知</u>	<u>建築物に関する特定工程工事終了の通知</u>	<u>に関する特定工程工事終了の通知</u>	<u>に関する特定工程工事終了の通知</u>	<u>に対する審査</u>	特定工程工事終了通知手数料の額は、特定工程工事終了通知1件につき、中間検査を行う	

00平方メートル以内のもの

80,000円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

126,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

160,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

200,000円

c. 非住宅の部分（住戸の部分及び共用廊下等の部分以

部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、14の14の項に掲げる額の手数料を加えた額）

30平方メートル以内のもの

9,000円

30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの

11,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

15,000円

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

20,000円

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

33,000円

1,000平方メートルを超え、2,0

				<u>外の部分をいう。以下同じ。）</u> <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> 9,300円 <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u> 26,000円 <u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u> 80,000円 <u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u> 100,000円 <u>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</u> 160,000円 <u>50,000平方メートルを超えるもの</u> 330,000円
14の14	<u>建築基準法第18条第18項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）</u> <u>又は同法第87条の2において準用する同法第18条第18項の規定に基づく建築設備に関する特定工程工事終了の通知に対する審査</u>	<u>建築設備に係る特定工程工事終了通知手数料</u>	<u>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき</u> 12,000円 <u>小荷物専用昇降機1基につき</u> 8,000円 <u>昇降機以外の建築設備1件につき</u> 12,000円	
14の15	<u>建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第18項の規定に基づく工作物に関する特定工程工事終了の通知</u>	<u>工作物に係る特定工程工事終了通知手数料</u>	<u>1件につき</u> 9,000円	

000平方メートル以内のもの
126,000円
 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの
160,000円
 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
200,000円
ウ ア及びイ以外の建築物
 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの
9,300円
 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
26,000円

	に対する審査		
<u>14の16</u>	<u>建築基準法第18条第2項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査</u>	<u>検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料</u>	<u>1件につき</u> <u>120,000円</u>
<u>14の17</u>	<u>建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査又は位置の指定を受けた道路の変更若しくは廃止の申請に対する審査</u>	<u>道路の位置の指定、変更又は廃止の申請手数料</u>	<u>1件につき</u> <u>50,000円</u>
<u>15</u>	<u>建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査</u>	<u>建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料</u>	<u>1件につき</u> <u>33,000円</u>
<u>16</u>	<u>建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査</u>	<u>公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料</u>	<u>1件につき</u> <u>33,000円</u>
<u>17</u>	<u>建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査</u>	<u>道路内における建築認定申請手数料</u>	<u>1件につき</u> <u>27,000円</u>
<u>18</u>	<u>建築基準法第44条第1</u>	<u>公共用歩廊</u>	<u>1件につき</u>

	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円	項第4号の規定に基づく等の道路内建築の許可の申請に対する審査	160,000円
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円	19 建築基準法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
	建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円	20 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	1件につき 180,000円
	建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円	21 建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等敷地許可申請手数料	1件につき 160,000円
	(2) (1)以外の場合 ア 一戸建ての住宅 35,000円 イ 共同住宅等 ア) 住戸ごとの申請の場合		

申請戸数が1戸のもの

35,000円

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの

69,000円

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの

97,000円

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの

137,000円

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの

197,000円

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100

等の敷地の位置の許可の申請に対する審査

2 2

建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査

建築物の容積率の特例許可申請手数料

1件につき

160,000円

2 2の2

建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建ぺい率の特例の許可の申請に対する審査

建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料

1件につき

33,000円

2 3

建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

1件につき

33,000円

2 4

建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号(同法第57条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可申請手数料

1件につき

160,000円

2 5

建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査

建築物の高さの特例認定申請手数料

1件につき

27,000円

戸以下のもの
 283,000円
 一の共同住宅等
 のうち同時に申
 請する戸数が1
 01戸以上20
 0戸以下のもの
 385,000円
 一の共同住宅等
 のうち同時に申
 請する戸数が2
 01戸以上30
 0戸以下のもの
 508,000円
 一の共同住宅等
 のうち同時に申
 請する戸数が3
 01戸以上のも
 の
 600,000円
 (イ) 一の建築物の
 申請の場合
 a 住戸の部分
 建築物の総戸
 数が1戸のも
 の
 35,000円
 建築物の総戸
 数が2戸以上
 5戸以下のも
 の

26	建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	1件につき 160,000円
27	建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
28	建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円
28の2	建築基準法第57条の2第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	特例容積率の限度の指定申請手数料	1件につき 敷地の数が2である場合にあっては110,000円、敷地の数が3以上である場合にあっては110,000円に2を超える敷地の数に32,000円を乗じて得た額を加算した額
28の3	建築基準法第57条の3第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査	特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料	1件につき 6,400円

69,000円
建築物の総戸
数が6戸以上
10戸以下の
もの

97,000円
建築物の総戸
数が11戸以
上25戸以下
のもの

137,000円
建築物の総戸
数が26戸以
上50戸以下
のもの

197,000円
建築物の総戸
数が51戸以
上100戸以
下のもの

283,000円
建築物の総戸
数が101戸
以上200戸
以下のもの

385,000円
建築物の総戸
数が201戸
以上300戸
以下のもの

508,000円

28の4	建築基準法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円
29	建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
30	建築基準法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき 160,000円
31	建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手	1件につき 160,000円

建築物の総戸数が301戸以上のもの
600,000円
 b 共用廊下等の部分
 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
109,000円
 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
180,000円
 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
280,000円
 当該部分の床面積の合計が

		数料	
31の2	建築基準法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さ、同条第2項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	景観地区内の建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき <u>160,000円</u>
31の3	建築基準法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>27,000円</u>
32	建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区等内の建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>27,000円</u>
33	建築基準法第68条の3	再開発等促進	1件につき

		<u>5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u> 359,000円 当該部分の床面積の合計が <u>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u> 429,000円 当該部分の床面積の合計が <u>25,000平方メートルを超えるもの</u> 500,000円 c. <u>非住宅の部分</u> 当該部分の床面積の合計が <u>300平方メートル以内のもの</u> 242,000円 当該部分の床	第4項の規定に基づく建	進区等内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000円
33の2	建築基準法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円		
34	建築基準法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内の建築物の容積率に関する制限の適用除外に係	1件につき 27,000円		

面積の合計が
300平方メ
ートルを超え、
2,000平
方メートル以
内のもの
384,000円
当該部分の床
面積の合計が
2,000平
方メートルを
超え、5,0
00平方メー
トル以内のも
の
546,000円
当該部分の床
面積の合計が
5,000平
方メートルを
超え、10,
000平方メ
ートル以内の
もの
670,000円
当該部分の床
面積の合計が
10,000
平方メートル
を超え、25
,000平方

		る認定申請 手数料	
34の 2	建築基準法第68条の5 の2第1項の規定に基づ く建築物の容積率に関す る特例の認定の申請に対 する審査	防災街区整 備地区計画 の区域内の 建築物の容 積率の特例 認定申請手 数料	1件につき 27,000円
35	建築基準法第68条の5 の3第2項の規定に基づ く建築物の各部分の高さ に関する制限の適用除外 に係る許可の申請に対す る審査	高度利用と 都市機能の 更新とを図 る地区計画 等の区域内 の建築物の 各部分の高 さに関する 制限の適用 除外に係る 許可申請手 数料	1件につき 160,000円
36	建築基準法第68条の5 の5第1項の規定に基づ く建築物の容積率又は同 条第2項の規定に基づ く建築物の各部分の高さに 関する制限の適用除外に 係る認定の申請に対する 審査	区域の特性 に応じた高 さ、配列及 び形態を備 えた建築物 の整備を誘 導する地区 計画等の区 域内の建築 物の容積率	1件につき 27,000円

メートル以内のもの
789,000円
 当該部分の床面積の合計が
25,000
 平方メートルを超えるもの
900,000円
 ウ ア及びイ以外の建築物
 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの
242,000円
 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
384,000円
 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
546,000円
 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方

		又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
<u>37</u>	建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建ぺい率の特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内の建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料	1件につき <u>27,000円</u>
<u>38</u>	建築基準法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき <u>160,000円</u>
<u>39</u>	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき <u>105,000円</u>
<u>40</u>	建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあっては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算し

			メートル以内のもの 670,000円 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円			た額	
2	法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて法第55条第2項の規定において準用する第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第15号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合において	41	建築基準法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提として総合的に見地から設計した建築物の特例認定申請手数料	1件につき 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
				41の2	建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあつては238,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
				41の3	建築基準法第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の	既存建築物を前提として総合的に見地から設計	1件につき 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である

<p>は一の建築物について同表中17の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)</p> <p>(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 3,300円</p> <p>イ 共同住宅等 (ア) 住戸ごとの申請の場合 申請戸数が1戸のもの 3,300円</p> <p>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下</p>		<p>許可の申請に対する審査した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料</p> <p>42 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査</p> <p>42の2 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物以外の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>した建築物敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料</p> <p>一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料</p> <p>一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物以外の特例許可申請手数料</p>	<p>場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>1件につき建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>1件につき建築物(一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以</p>
--	--	--	--	---

のもの
6,600円
一の共同住宅等
のうち同時に申
請する戸数が6
戸以上10戸以
下のもの
11,000円
一の共同住宅等
のうち同時に申
請する戸数が1
1戸以上25戸
以下のもの
19,000円
一の共同住宅等
のうち同時に申
請する戸数が2
6戸以上50戸
以下のもの
32,000円
一の共同住宅等
のうち同時に申
請する戸数が5
1戸以上100
戸以下のもの
58,000円
一の共同住宅等
のうち同時に申
請する戸数が1
01戸以上20
0戸以下のもの

		数料	上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
43	建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消し申請手数料	1件につき 6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
44	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円
44の2	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工	既存の一の建築物について2以上の工事に分	1件につき 27,000円

		<p>93,000円</p> <p>一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が2 01戸以上30 0戸以下のもの</p> <p>122,000円</p> <p>一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が3 01戸以上のもの</p> <p>134,000円</p> <p>(イ) 一の建築物の 申請の場合</p> <p>a 住戸の部分</p> <p>建築物の総戸 数が1戸のもの</p> <p>3,300円</p> <p>建築物の総戸 数が2戸以上 5戸以下のもの</p> <p>6,600円</p> <p>建築物の総戸 数が6戸以上 10戸以下の もの</p> <p>11,000円</p> <p>建築物の総戸</p>				<p>事を行う場合の当該2以 上の工事の全体計画に関 する認定の申請に対する 審査</p>	<p>けて工事を 行う場合の 当該2以上 の工事の全 体計画に関 する認定申 請手数料</p>	
44の 3	<p>建築基準法第86条の8 第3項の規定に基づく既 存の一の建築物について 2以上の工事に分けて工 事を行うことについての 認定を受けた当該2以上 の工事の全体計画の変更 に関する認定の申請に対 する審査</p>	<p>既存の一の 建築物につ いて2以上 の工事に分 けて工事を 行う認定を 受けた当該 2以上の工 事の全体計 画の変更に 関する認定 申請手数料</p>	<p>1件につき</p> <p>27,000円</p>					
45	<p>租税特別措置法（昭和3 2年法律第26号）第2 8条の4第3項第7号イ 又は第63条第3項第7 号イに規定する宅地の造 成が優良な宅地の供給に 寄与するものであること についての認定の申請に 対する審査</p>	<p>優良宅地造 成認定申請 手数料</p>	<p>1件につき</p> <p>86,000円</p>					
46	<p>租税特別措置法第28条 の4第3項第7号ロ若し くは第63条第3項第7</p>	<p>優良住宅新 築認定申請 手数料</p>	<p>優良住宅新築認定申請 手数料の額は優良住宅 新築認定申請1件につ</p>					

			<p>数が11戸以上25戸以下のもの 19,000円</p> <p>建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 32,000円</p> <p>建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 58,000円</p> <p>建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 93,000円</p> <p>建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 122,000円</p> <p>建築物の総戸数が301戸以上のもの 134,000円</p> <p>b 共用廊下等の部分 当該部分の床</p>		<p>号口又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>	<p>き、新築住宅の床面積の合計に応じ次に掲げる額</p> <p>100平方メートル以下のもの 6,200円</p> <p>100平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの 8,600円</p> <p>500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 13,000円</p> <p>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 35,000円</p> <p>10,000平方メートルを超えるもの 43,000円</p>
	46の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査		長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建	

面積の合計が
300平方メ
ートル以内の
もの

6,500円

当該部分の床
面積の合計が
300平方メ
ートルを超え、
2,000平
方メートル以
内のもの

18,000円

当該部分の床
面積の合計が
2,000平
方メートルを
超え、5,0
00平方メー
トル以内のも
の

56,000円

当該部分の床
面積の合計が
5,000平
方メートルを
超え、10,
000平方メ
ートル以内の
もの

88,000円

当該部分の床

ての住宅（人の居住の
用以外の用途に供する
部分を有しないものに
限る。以下同じ。）の
場合においては(1)のア
又は(2)のアに掲げる
額）（申請に併せて長
期優良住宅の普及の促
進に関する法律第6条
第2項の規定に基づく
申出があつた場合にお
いては、一の建築物に
ついて14の2の項に
掲げる額（申請に係る
計画に構造計算適合性
判定を要する部分が含
まれる場合においては
一の建築物について1
4の3の項に掲げる額
の手数料を加えた額、
建築基準法第87条の
2に規定する昇降機に
係る部分が含まれる場
合においては当該昇降
機1基について14の
4の項又は14の5の
項に掲げる額の手数料
を加えた額）の手数料
を加えた額）を、当該
建築物における認定申
請戸数で除した額（そ
の額に100円未満の

面積の合計が
10,000
平方メートル
を超え、25,
000平方
メートル以内
のもの

112,000円

当該部分の床
面積の合計が
25,000
平方メートル
を超えるもの

140,000円

c 非住宅の部

分

当該部分の床
面積の合計が
300平方メ
ートル以内の
もの

6,500円

当該部分の床
面積の合計が
300平方メ
ートルを超え、

2,000平
方メートル以
内のもの

18,000円

当該部分の床
面積の合計が

端数があるときは、こ
れを切り捨てる。)

(1) 申請に併せて市長
が指定する者が作成
した長期優良住宅の
普及の促進に関する
法律第6条第1項各
号(第3号を除
く。)に掲げる基準
に適合していること
を示す書類が提出さ
れた場合

ア 100平方メ
ートル以内のもの

7,200円

イ 100平方メ
ートルを超え、50
0平方メートル以
内のもの

13,000円

ウ 500平方メ
ートルを超え、1,
000平方メート
ル以内のもの

23,000円

エ 1,000平方
メートルを超え、
2,500平方メ
ートル以内のもの

32,000円

オ 2,500平方
メートルを超え、

2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

56,000円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

88,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

112,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

140,000円

ウ ア及びイ以外の

5,000平方メートル以内のもの
61,000円

カ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

104,000円

キ 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの

172,000円

ク 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの

216,000円

ケ 30,000平方メートルを超えるもの

234,000円

(2) (1)以外の場合

ア 100平方メートル以内のもの

47,000円

イ 100平方メートルを超え、500平方メートル以

建築物

建築物の延べ面積
が300平方メー
トル以内のもの

6,500円

建築物の延べ面積
が300平方メー
トルを超え、2,
000平方メート
ル以内のもの

18,000円

建築物の延べ面積
が2,000平方
メートルを超え、
5,000平方メ
ートル以内のもの

56,000円

建築物の延べ面積
が5,000平方
メートルを超え、
10,000平方
メートル以内のも
の

88,000円

建築物の延べ面積
が10,000平
方メートルを超え、
25,000平方
メートル以内のも
の

112,000円

建築物の延べ面積

内のもの

109,000円

ウ 500平方メー
トルを超え、1,
000平方メート
ル以内のもの

175,000円

エ 1,000平方
メートルを超え、
2,500平方メ
ートル以内のもの

345,000円

オ 2,500平方
メートルを超え、
5,000平方メ
ートル以内のもの

617,000円

カ 5,000平方
メートルを超え、
10,000平方
メートル以内のも
の

1,062,000円

キ 10,000平
方メートルを超え、
20,000平方
メートル以内のも
の

1,964,000円

ク 20,000平
方メートルを超え、
30,000平方

が25,000平方メートルを超えるもの

140,000円

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建ての住宅

18,000円

イ 共同住宅等

(ア) 住戸ごとの申請の場合

申請戸数が1戸のもの

18,000円

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの

37,000円

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの

52,000円

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの

74,000円

メートル以内のもの

2,809,000円

ケ 30,000平方メートルを超えるもの

3,443,000円

46の3

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じて46の2の項の(1)のアからケまで又は(2)のアからケまでに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、46の2の項(1)のア又は(2)のアに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合にお

			<p>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの 108,000円</p> <p>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの 159,000円</p> <p>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの 221,000円</p> <p>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの 291,000円</p> <p>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの 342,000円</p> <p>(イ) 一の建築物の</p>			<p>いては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について14の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額を、変更認定申請戸数で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>
46の4	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合の	1件につき 2,100円			

申請の場合

a 住戸の部分

建築物の総戸数が1戸のもの

18,000円

建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの

37,000円

建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの

52,000円

建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの

74,000円

建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの

108,000円

建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの

159,000円

		当該計画の変更認定申請手数料	
46の5	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき 2,100円
46の6	市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物については14の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる

建築物の総戸
数が101戸
以上200戸
以下のもの

221,000円

建築物の総戸
数が201戸
以上300戸
以下のもの

291,000円

建築物の総戸
数が301戸
以上のもの

342,000円

b 共用廊下等
の部分

当該部分の床
面積の合計が
300平方メ
ートル以内の
もの

57,000円

当該部分の床
面積の合計が
300平方メ
ートルを超え、

2,000平
方メートル以
内のもの

96,000円

当該部分の床
面積の合計が

場合においては当該昇
降機1基について14
の4の項又は14の5
の項に掲げる額の手数
料を加えた額)の手数
料を加えた額)

(1) 申請に併せて市長
が指定する者(以下
「適合性確認機関」
という。)が作成し
た都市の低炭素化の
促進に関する法律第
54条第1項各号に
掲げる基準に適合し
ていることを示す書
類が提出された場合
ア 一戸建ての住宅
4,700円

イ 共同住宅等(共
同住宅、長屋その
他の一戸建ての住
宅以外の住宅をい
う。以下同じ。)

(ア) 住戸ごとの申
請の場合
申請戸数が1戸
のもの

4,700円

一の共同住宅等
のうち同時に申
請する戸数が2
戸以上5戸以下

2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

156,000円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

205,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

247,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

290,000円

c 非住宅の部

のもの

9,400円

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの

16,000円

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの

27,000円

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの

45,000円

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの

82,000円

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの

131,000円

分
当該部分の床
面積の合計が
300平方メ
ートル以内の
もの

123,000円

当該部分の床
面積の合計が
300平方メ
ートルを超え、
2,000平
方メートル以
内のもの

198,000円

当該部分の床
面積の合計が
2,000平
方メートルを
超え、5,0
00平方メー
トル以内のも
の

290,000円

当該部分の床
面積の合計が
5,000平
方メートルを
超え、10,
000平方メ
ートル以内の
もの

一の共同住宅等
のうち同時に申
請する戸数が2
01戸以上30
0戸以下のもの

170,000円

一の共同住宅等
のうち同時に申
請する戸数が3
01戸以上のもの

185,000円

(イ) 一の建築物の
申請の場合

a 住戸の部分

(人の居住の
用途に供する
部分に限る。
以下同じ。)

建築物の総戸
数が1戸のも
の

4,700円

建築物の総戸
数が2戸以上
5戸以下のもの

9,400円

建築物の総戸
数が6戸以上
10戸以下の
もの

361,000円

当該部分の床
面積の合計が

10,000

平方メートル

を超え、25

,000平方

メートル以内

のもの

427,000円

当該部分の床
面積の合計が

25,000

平方メートル

を超えるもの

491,000円

ウ ア及びイ以外の

建築物

建築物の延べ面積

が300平方メー

トル以内のもの

123,000円

建築物の延べ面積

が300平方メー

トルを超え、2,

000平方メー

トル以内のもの

198,000円

建築物の延べ面積

が2,000平方

メートルを超え、

5,000平方メ

16,000円

建築物の総戸
数が11戸以

上25戸以下

のもの

27,000円

建築物の総戸
数が26戸以

上50戸以下

のもの

45,000円

建築物の総戸
数が51戸以

上100戸以

下のもの

82,000円

建築物の総戸
数が101戸

以上200戸

以下のもの

131,000円

建築物の総戸
数が201戸

以上300戸

以下のもの

170,000円

建築物の総戸
数が301戸

以上のもの

185,000円

b 共用廊下等
の部分（住宅

		<u>メートル以内のもの</u> <u>290,000円</u> <u>建築物の延べ面積</u> <u>が5,000平方</u> <u>メートルを超え、</u> <u>10,000平方</u> <u>メートル以内のも</u> <u>の</u> <u>361,000円</u> <u>建築物の延べ面積</u> <u>が10,000平</u> <u>方メートルを超え、</u> <u>25,000平方</u> <u>メートル以内のも</u> <u>の</u> <u>427,000円</u> <u>建築物の延べ面積</u> <u>が25,000平</u> <u>方メートルを超え</u> <u>るもの</u> <u>491,000円</u>			<u>の用途に供す</u> <u>る共用廊下、</u> <u>共用階段その</u> <u>他共用部分を</u> <u>いう。以下同</u> <u>じ。)</u> <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>300平方メ</u> <u>ートル以内の</u> <u>もの</u> <u>9,300円</u> <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>300平方メ</u> <u>ートルを超え、</u> <u>2,000平</u> <u>方メートル以</u> <u>内のもの</u> <u>26,000円</u> <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>2,000平</u> <u>方メートルを</u> <u>超え、5,0</u> <u>00平方メー</u> <u>トル以内のも</u> <u>の</u> <u>80,000円</u> <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u>
--	--	--	--	--	--

備考

- 1 1の項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は
2の項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に
ついて、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、
住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算
した額とする。ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が存在
しない場合は、当該部分の額は加算しない。
- 2 1の項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は
2の項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に
ついて、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時

にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

(12) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成工事許可申請手数料	<p>切土又は盛土をする土地の面積に応じ次に掲げる額</p> <p>500平方メートル以内のもの1件につき 18,000円</p> <p>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの1件につき 31,000円</p> <p>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの1件につき 46,000円</p> <p>2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの1件につき 74,000円</p> <p>5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの1件につ</p>

5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

126,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

160,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

200,000円

c. 非住宅の部分（住戸の部分及び共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）

当該部分の床面積の合計が

			<p>き</p> <p><u>106,000円</u></p> <p><u>10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの1件につき</u></p> <p><u>172,000円</u></p> <p><u>20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの1件につき</u></p> <p><u>188,000円</u></p> <p><u>40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの1件につき</u></p> <p><u>243,000円</u></p> <p><u>70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの1件につき</u></p> <p><u>331,000円</u></p> <p><u>100,000平方メートルを超えるもの1件につき</u></p> <p><u>489,000円</u></p>				<p><u>300平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>9,300円</u></p> <p><u>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>26,000円</u></p> <p><u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>80,000円</u></p> <p><u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>126,000円</u></p> <p><u>当該部分の床</u></p>
<u>2</u>	<u>法第12条第1項の規定</u>	<u>宅地造成工</u>	<u>変更許可申請1件につ</u>				

に基づく宅地造成に関する工事に関する計画の変更許可の申請に対する審査

事変更許可申請手数料

き、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が489,000円を超えるときは、その手数料の額は、489,000円とする。

(1) 宅地造成に関する工事の設計の変更（(2)のみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ1の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

(2) 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入に係る宅地造成に関する工事の設計の変更については、新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ

面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

160,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

200,000円

ウ ア及びイ以外の

建築物

建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの

9,300円

建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの

26,000円

建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

80,000円

1の項に規定する額
 (3) その他の変更
 15,000円

(13) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請に対する審査	サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請手数料	サービス付き高齢者向け住宅を構成する建築物1件につき 800円
2	法第5条第2項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新の申請に対する審査	サービス付き高齢者向け住宅事業登録更新申請手数料	サービス付き高齢者向け住宅を構成する建築物1件につき 800円

(14) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画認定申請料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の

建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

126,000円

建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

160,000円

建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの

200,000円

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建ての住宅
35,000円

イ 共同住宅等
 (ア) 住戸ごとの申請の場合
 申請戸数が1戸のもの

35,000円

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2

場合においては(1)のA
又は(2)のAに掲げる
額) (申請に併せて法
第6条第2項の規定に
基づく申出があつた場
合においては、一の建
築物について第15号
の表中16の項に掲げ
る額(申請に係る計画
に構造計算適合性判定
を要する部分が含まれ
る場合においては一の
建築物について同表中
17の項に掲げる額の
手数料を加えた額、建
築基準法第87条の2
に規定する昇降機に係
る部分が含まれる場合
においては当該昇降機
一基について同表中1
8の項又は19の項に
掲げる額の手数料を加
えた額)の手数料を加
えた額)を、当該建築
物における認定申請戸
数で除した額(その額
に100円未満の端数
があるときは、これを
切り捨てる。)

(1) 申請に併せて市長
が指定する者が作成
した法第6条第1項

戸以上5戸以下
のもの

69,000円

一の共同住宅等
のうち同時に申
請する戸数が6
戸以上10戸以
下のもの

97,000円

一の共同住宅等
のうち同時に申
請する戸数が1
1戸以上25戸
以下のもの

137,000円

一の共同住宅等
のうち同時に申
請する戸数が2
6戸以上50戸
以下のもの

197,000円

一の共同住宅等
のうち同時に申
請する戸数が5
1戸以上100
戸以下のもの

283,000円

一の共同住宅等
のうち同時に申
請する戸数が1
01戸以上20
0戸以下のもの

各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 100平方メートル以内のもの
7,200円

イ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
13,000円

ウ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
23,000円

エ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの
32,000円

オ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
61,000円

カ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

385,000円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの
508,000円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの

600,000円
(イ) 一の建築物の申請の場合

a 住戸の部分建築物の総戸数が1戸のもの

35,000円
建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの

69,000円
建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの

97,000円
建築物の総戸数が11戸以

の
104,000円
キ 10,000平方
メートルを超え、
20,000平方
メートル以内のも
の
172,000円
ク 20,000平方
メートルを超え、
30,000平方
メートル以内のも
の
216,000円
ケ 30,000平方
メートルを超え
るもの
234,000円
(2) (1)以外の場合
ア 100平方メー
トル以内のもの
47,000円
イ 100平方メー
トルを超え、50
0平方メートル以
内のもの
109,000円
ウ 500平方メー
トルを超え、1,
000平方メー
トル以内のもの
175,000円

上25戸以下
のもの
137,000円
建築物の総戸
数が26戸以
上50戸以下
のもの
197,000円
建築物の総戸
数が51戸以
上100戸以
下のもの
283,000円
建築物の総戸
数が101戸
以上200戸
以下のもの
385,000円
建築物の総戸
数が201戸
以上300戸
以下のもの
508,000円
建築物の総戸
数が301戸
以上のもの
600,000円
b 共用廊下等
の部分
当該部分の床
面積の合計が
300平方メ

エ 1,000平方
メートルを超え、
2,500平方メ
ートル以内のもの
345,000円

オ 2,500平方
メートルを超え、
5,000平方メ
ートル以内のもの
617,000円

カ 5,000平方
メートルを超え、
10,000平方
メートル以内のも
の
1,062,000円

キ 10,000平
方メートルを超え、
20,000平方
メートル以内のも
の
1,964,000円

ク 20,000平
方メートルを超え、
30,000平方
メートル以内のも
の
2,809,000円

ケ 30,000平
方メートルを超え
るもの
3,443,000円

ートル以内の
もの
109,000円
当該部分の床
面積の合計が
300平方メ
ートルを超え、
2,000平
方メートル以
内のもの
180,000円
当該部分の床
面積の合計が
2,000平
方メートルを
超え、5,0
00平方メー
トル以内のも
の
280,000円
当該部分の床
面積の合計が
5,000平
方メートルを
超え、10,
000平方メ
ートル以内の
もの
359,000円
当該部分の床
面積の合計が
10,000

2	<p>法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じて第15号の表中16の項の(1)のアからケまで又は(2)のアからケまでに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同表中16の項(1)のア又は(2)のアに掲げる額）（申請に併せて法第8条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について同表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について同表中17の項に掲げる</p>				<p>平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 429,000円 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 500,000円 c. 非住宅の部分 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 242,000円 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円 当該部分の床面積の合計が2,000平</p>
---	---	-----------------------------	---	--	--	--	---

			額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)を、変更認定申請戸数で除した額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
3	法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合の当該計画の変更認定申請手数料	1件につき 2,100円
4	法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認	1件につき 2,100円

方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
546,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
670,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの
789,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
900,000円
ウ ア及びイ以外の

		認申請手数料
(15) 建築基準法（以下この号において「法」という。）関係		
事務	名称	金額
1	法第6条第4項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査	<p>確認申請手数料の額は確認申請1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画に法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する部分が含まれる場合においては一の建築物については2の項に掲げる額の手数料を加えた額、法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について3の項又は4の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p> <p>30平方メートル以内のもの 5,000円</p> <p>30平方メートルを超え、100平方メ</p>

建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 242,000円
建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円
建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円
建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 670,000円
建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円

				<u>建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの</u> <u>900,000円</u>
			<u>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</u> <u>9,000円</u>	
			<u>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> <u>14,000円</u>	
			<u>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u> <u>19,000円</u>	
			<u>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u> <u>34,000円</u>	
			<u>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u> <u>48,000円</u>	
			<u>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</u> <u>140,000円</u>	
			<u>50,000平方メ</u>	
46の7	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<u>建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの</u> <u>900,000円</u> <u>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について14の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の</u>

一トルを超えるもの
460,000円

ア 建築物を建築する
場合（イに掲げる場
合及び移転する場合
を除く。） 当該建
築に係る部分の床面
積

イ 確認を受けた建築
物の計画の変更をし
て建築物を建築する
場合（移転する場合
を除く。） 当該計
画の変更に係る部分
の床面積に2分の1
を乗じて得た面積
（床面積の増加する
部分にあつては、当
該増加する部分の床
面積）

ウ 建築物を移転し、
その大規模の修繕若
しくは大規模の模様
替をし、又はその用
途を変更する場合
（エに掲げる場合を
除く。） 当該移
転、修繕若しくは模
様替又は用途の変更
に係る部分の床面積
に2分の1を乗じて
得た面積

5の項に掲げる額の手
数料を加えた額）の手
数料を加えた額）

(1) 申請に併せて適合
性確認機関が作成し
た都市の低炭素化の
促進に関する法律第
54条第1項各号に
掲げる基準に適合し
ていることを示す書
類が提出された場合
ア 一戸建ての住宅
3,300円

イ 共同住宅等
(ア) 住戸ごとの申
請の場合
申請戸数が1戸
のもの

3,300円

一の共同住宅等
のうち同時に申
請する戸数が2
戸以上5戸以下
のもの

6,600円

一の共同住宅等
のうち同時に申
請する戸数が6
戸以上10戸以
下のもの

11,000円

一の共同住宅等

			<p><u>エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合</u> <u>当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積</u></p>				<p><u>のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの</u> <u>19,000円</u> <u>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの</u> <u>32,000円</u> <u>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの</u> <u>58,000円</u> <u>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの</u> <u>93,000円</u> <u>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの</u> <u>122,000円</u> <u>一の共同住宅等のうち同時に申</u></p>
2	<p><u>法第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査に係る構造計算適合性判定に係る審査</u></p>	<p><u>構造計算適合性判定手数料</u></p>	<p><u>構造計算適合性判定手数料の額は、構造計算適合性判定を要する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額</u> <u>(1) 1,000平方メートル以内のもの</u> <u>ア 構造計算が法第20条第2号イに規定するプログラム又は同条第3号イに規定するプログラム（以下これらを「大臣認定プログラム」という。）により行われたもの</u> <u>111,000円</u> <u>イ 構造計算が大臣認定プログラム以</u></p>				

外の方法により行
われたもの

159,000円

(2) 1,000平方メ
ートルを超え、2,
000平方メートル
以内のもの

ア 構造計算が大臣
認定プログラムに
より行われたもの

137,000円

イ 構造計算が大臣
認定プログラム以
外の方法により行
われたもの

212,000円

(3) 2,000平方メ
ートルを超え、10
,000平方メート
ル以内のもの

ア 構造計算が大臣
認定プログラムに
より行われたもの

150,000円

イ 構造計算が大臣
認定プログラム以
外の方法により行
われたもの

243,000円

(4) 10,000平方
メートルを超え、5
0,000平方メー

請する戸数が3
01戸以上のも
の

134,000円

(イ) 一の建築物の
申請の場合

a 住戸の部分
建築物の総戸
数が1戸のも
の

3,300円

建築物の総戸
数が2戸以上
5戸以下のも
の

6,600円

建築物の総戸
数が6戸以上
10戸以下の
もの

11,000円

建築物の総戸
数が11戸以
上25戸以下
のもの

19,000円

建築物の総戸
数が26戸以
上50戸以下
のもの

32,000円

建築物の総戸

			<p><u>トル以内のもの</u></p> <p><u>ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの</u> 190,000円</p> <p><u>イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの</u> 322,000円</p> <p><u>5) 50,000平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの</u> 322,000円</p> <p><u>イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの</u> 590,000円</p>				<p><u>数が51戸以上100戸以下のもの</u> 58,000円</p> <p><u>建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの</u> 93,000円</p> <p><u>建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの</u> 122,000円</p> <p><u>建築物の総戸数が301戸以上のもの</u> 134,000円</p> <p><u>b 共用廊下等の部分</u> <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> 6,500円</p> <p><u>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平</u></p>
<u>3</u>	<u>法第6条第4項の規定に基づく昇降機（法第87条の2に規定するものに限る。）又は法第87条の2において準用する法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（建築設備を設置する場合（4の項に掲げる場</u>	<u>建築設備の設置に関する確認申請手数料</u>	<p><u>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき</u> 9,000円</p> <p><u>小荷物専用昇降機1基につき</u> 4,000円</p> <p><u>昇降機以外の建築設備1件につき</u></p>				

	合を除く。)に係るものに限る。)の申請に対する審査		9,000円
4	法第6条第4項の規定に基づく昇降機(法第87条の2に規定するものに限る。)又は法第87条の2において準用する法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。)の申請に対する審査	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する確認申請手数料	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。)1基につき 5,000円 小荷物専用昇降機1基につき 3,000円 昇降機以外の建築設備1件につき 5,000円
5	法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認(工作物を築造する場合(6の項に掲げる場合を除く。)に係るものに限る。)の申請に対する審査	工作物の築造に関する確認申請手数料	1件につき 8,000円
6	法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認(確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るもの)	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する確認申請手数料	1件につき 4,000円

方メートル以内のもの
 18,000円
 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
 56,000円
 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
 88,000円
 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの
 112,000円
 当該部分の床

のに限る。)の申請に対する審査

請手数料

7

法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査(10の項に掲げる場合を除く。)の申請に対する審査

完了検査申請手数料

完了検査申請手数料の額は完了検査申請1件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、8の項又は11の項に掲げる額の手数を加えた額)

30平方メートル以内のもの

10,000円

30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの

12,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

16,000円

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

22,000円

面積の合計が25,000

平方メートルを超えるもの

140,000円

c. 非住宅の部分

当該部分の床面積の合計が

300平方メートル以内のもの

6,500円

当該部分の床面積の合計が

300平方メートルを超え、

2,000平方メートル以内のもの

18,000円

当該部分の床面積の合計が

2,000平方メートルを超え、5,0

00平方メートル以内のもの

の

56,000円

当該部分の床

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

36,000円

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの

50,000円

2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

120,000円

10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの

190,000円

50,000平方メートルを超えるもの

380,000円

ア 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積

イ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合

面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

88,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

112,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

140,000円

ウ ア及びイ以外の建築物
建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの

6,500円

建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,

			当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積
8	法第7条第4項の規定に基づく昇降機（法第87条の2に規定するものに限る。）又は法第87条の2において準用する法第7条第4項の規定に基づく建築設備に関する完了検査（11の項に掲げる場合を除く。）の申請に対する審査	建築設備の設置に関する完了検査申請手数料	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 13,000円 小荷物専用昇降機1基につき 8,000円 昇降機以外の建築設備1件につき 13,000円
9	法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査	工作物の築造に関する完了検査申請手数料	1件につき 9,000円
10	法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請（当該申請が法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。11の項において同じ。）に対する審査	中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料	完了検査申請手数料の額は完了検査申請1件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、8

000平方メートル以内のもの 18,000円
建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円
建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円
建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円
建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円
(2) (1)以外の場合 ア 一戸建ての住宅 18,000円

の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額)

30平方メートル以内のもの

9,000円

30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの

11,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

15,000円

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

21,000円

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

35,000円

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの

47,000円

2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

イ 共同住宅等

(ア) 住戸ごとの申請の場合

申請戸数が1戸のもの

18,000円

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの

37,000円

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの

52,000円

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの

74,000円

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの

108,000円

一の共同住宅等のうち同時に申

			<p>110,000円</p> <p>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</p> <p>180,000円</p> <p>50,000平方メートルを超えるもの</p> <p>370,000円</p> <p>ア 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積</p> <p>イ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積</p>				<p>請する戸数が51戸以上100戸以下のもの</p> <p>159,000円</p> <p>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの</p> <p>221,000円</p> <p>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの</p> <p>291,000円</p> <p>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの</p> <p>342,000円</p> <p>(イ) 一の建築物の申請の場合</p> <p>a 住戸の部分建築物の総戸数が1戸のもの</p> <p>18,000円</p> <p>建築物の総戸数が2戸以上</p>
1 1	法第7条第4項の規定に基づく昇降機（法第87条の2に規定するものに限る。）に関する完了検査の申請に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請手数料	<p>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき</p> <p>12,000円</p> <p>小荷物専用昇降機1基につき</p> <p>8,000円</p>				
1 2	法第7条の3第4項の規	建築物に関	中間検査申請手数料の				

<p>定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査</p>	<p>する中間検査申請手数料</p>	<p>額は中間検査申請1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、13の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p> <p><u>30平方メートル以内のもの</u> 9,000円</p> <p><u>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</u> 11,000円</p> <p><u>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</u> 15,000円</p> <p><u>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> 20,000円</p> <p><u>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u> 33,000円</p> <p><u>1,000平方メー</u></p>			<p><u>5戸以下のもの</u> 37,000円</p> <p><u>建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの</u> 52,000円</p> <p><u>建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの</u> 74,000円</p> <p><u>建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの</u> 108,000円</p> <p><u>建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの</u> 159,000円</p> <p><u>建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの</u> 221,000円</p> <p><u>建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの</u></p>
----------------------------------	--------------------	---	--	--	--

			<u>トルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u> <u>45,000円</u> <u>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u> <u>100,000円</u> <u>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</u> <u>160,000円</u> <u>50,000平方メートルを超えるもの</u> <u>330,000円</u>				<u>291,000円</u> <u>建築物の総戸数が301戸以上のもの</u> <u>342,000円</u> <u>b 共用廊下等の部分</u> <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内の者</u> <u>57,000円</u> <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u> <u>96,000円</u> <u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u> <u>156,000円</u> <u>当該部分の床</u>
13	<u>法第7条の3第4項の規定に基づく昇降機（法第87条の2に規定するものに限る。）又は法第87条の2において準用する法第7条の3第4項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査</u>	<u>建築設備に関する中間検査申請手数料</u>	<u>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき</u> <u>12,000円</u> <u>小荷物専用昇降機1基につき</u> <u>8,000円</u> <u>昇降機以外の建築設備1件につき</u> <u>12,000円</u>				
14	<u>法第88条第1項において準用する法第7条の3第4項の規定に基づく工作物に関する中間検査の料</u>	<u>工作物に関する中間検査申請手数料</u>	<u>1件につき</u> <u>9,000円</u>				

	申請に対する審査		
15	法第7条の6第1項第1号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査	検査済証の交付を受け、前における建築物等の仮使用承認申請手数料	1件につき <u>120,000円</u>
16	法第18条第3項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	計画通知手数料	計画通知手数料の額は、計画通知1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物については17の項に掲げる額の手数料を加えた額、法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額） <u>30平方メートル以内のもの</u> <u>5,000円</u>

面積の合計が
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
205,000円
当該部分の床面積の合計が
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの
247,000円
当該部分の床面積の合計が
25,000平方メートルを超えるもの
290,000円
c. 非住宅の部分
当該部分の床面積の合計が
300平方メートル以内のもの
123,000円

30平方メートルを
超え、100平方メ
ートル以内のもの

9,000円

100平方メートル
を超え、200平方
メートル以内のもの

14,000円

200平方メートル
を超え、500平方
メートル以内のもの

19,000円

500平方メートル
を超え、1,000
平方メートル以内の
もの

34,000円

1,000平方メー
トルを超え、2,0
00平方メートル以
内のもの

48,000円

2,000平方メー
トルを超え、10,
000平方メートル
以内のもの

140,000円

10,000平方メ
ートルを超え、50
,000平方メート
ル以内のもの

240,000円

当該部分の床
面積の合計が
300平方メ
ートルを超え、
2,000平
方メートル以
内のもの

198,000円

当該部分の床
面積の合計が
2,000平
方メートルを
超え、5,0
00平方メー
トル以内のも
の

290,000円

当該部分の床
面積の合計が
5,000平
方メートルを
超え、10,
000平方メ
ートル以内の
もの

361,000円

当該部分の床
面積の合計が
平方メートル
10,000
を超え、25
,000平方

50,000平方メ
ートルを超えるもの

460,000円

ア 建築物を建築する
場合（イに掲げる場
合及び移転する場合
を除く。） 当該建
築に係る部分の床面
積

イ 適合することを認
められた建築物の計
画の変更をして建築
物を建築する場合
（移転する場合を除
く。） 当該計画の
変更に係る部分の床
面積に2分の1を乗
じて得た面積（床面
積の増加する部分に
あつては、当該増加
する部分の床面積）

ウ 建築物を移転し、
その大規模の修繕若
しくは大規模の模様
替をし、又はその用
途を変更する場合
（エに掲げる場合を
除く。） 当該移転、
修繕若しくは模様替
又は用途の変更に係
る部分の床面積に2
分の1を乗じて得た

メートル以内
のもの

427,000円

当該部分の床
面積の合計が
25,000
平方メートル
を超えるもの

491,000円

ウ ア及びイ以外の
建築物

建築物の延べ面積
が300平方メー
トル以内のもの

123,000円

建築物の延べ面積
が300平方メー
トルを超え、2,
000平方メー
トル以内のもの

198,000円

建築物の延べ面積
が2,000平方
メートルを超え、
5,000平方メ
ートル以内のもの

290,000円

建築物の延べ面積
が5,000平方
メートルを超え、
10,000平方
メートル以内のも

			面積 エ 適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積			の 361,000円 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円
17	法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する通知に対する審査に係る構造計算適合性判定に係る審査	構造計算適合性判定手数料	構造計算適合性判定手数料の額は、構造計算適合性判定を要する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額 (1) 1,000平方メートル以内のもの ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 111,000円 イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 159,000円 (2) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル			
				47	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時運行の許可の申請に対する審査	臨時運行許可申請手数料 1両につき 750円
				47の2	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第4条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者登録申請手数料 1件につき 6,100円
				47の3	使用済自動車の再資源化等に関する法律第4条第2項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申	引取業者登録更新申請手数料 1件につき 4,200円

	請に対する審査		
47の4	使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	フロン類回収業者登録申請手数料	1件につき 6,100円
47の5	使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	フロン類回収業者登録更新申請手数料	1件につき 4,200円
47の6	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	解体業許可申請手数料	1件につき 78,000円
47の7	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	解体業許可更新申請手数料	1件につき 70,000円
47の8	使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	破砕業許可申請手数料	1件につき 84,000円
47の9	使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	破砕業許可更新申請手数料	1件につき 77,000円
<p>以内のもの</p> <p>ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 137,000円</p> <p>イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 212,000円</p> <p>③ 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p> <p>ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 150,000円</p> <p>イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 243,000円</p> <p>④ 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</p> <p>ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 190,000円</p>			

			イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 322,000円	47の10	使用済自動車の再資源化等に関する法律第11条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業変更許可申請手数料	1件につき 75,000円
			(5) 50,000平方メートルを超えるもの ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 322,000円	47の11	と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第2項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査	一般と畜場設置許可申請手数料	1件につき 22,000円
			イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 590,000円	47の12	と畜場法第4条第2項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査	簡易と畜場設置許可申請手数料	1件につき 10,000円
18	法第18条第3項の規定に基づく昇降機（法第87条の2に規定するものに限る。）又は法第87条の2において準用する法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画（建築設備を設置する場合（19の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	建築設備の設置に関する計画通知手数料	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 9,000円 小荷物専用昇降機1基につき 4,000円 昇降機以外の建築設備1件につき 9,000円	47の13	と畜場法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査	と畜検査手数料	牛、馬 1頭につき 1,200円 こ牛、豚 1頭につき 310円 めん羊、山羊 1頭につき 240円
19	法第18条第3項の規定に基づく昇降機（法第87条の2に規定するものに限る。）の通知に対する審査	適合することを認めら	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基に	47の14	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可申請手数料	1件につき 240,000円
				47の15	土壌汚染対策法第2条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	1件につき 220,000円
				47の	土壌汚染対策法第2条	汚染土壌処	1件につき

	7条の2に規定するものに限る。)又は法第87条の2において準用する法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画(適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。)の通知に対する審査	れた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料	つき 5,000円 小荷物専用昇降機1基につき 3,000円 昇降機以外の建築設備1件につき 5,000円
20	法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画(工作物を築造する場合(21の項に掲げる場合を除く。))に係るものに限る。)の通知に対する審査	工作物の築造に関する計画通知手数料	1件につき 8,000円
21	法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画(適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。)の通知に対する審査	適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する計画通知手数料	1件につき 4,000円
22	法第18条第15項の規定	工事完了通知	工事完了通知手数料の

16	第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	理業変更許可申請手数料	220,000円
48	東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)の規定に基づく広告塔(高さ2メートル以下のものに限る。)の設置の許可の申請に対する審査	広告塔の設置許可申請手数料	面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円
49	東京都屋外広告物条例の規定に基づく広告板(建築物の壁面を利用するものうち20平方メートル以下のもの及び建築物の壁面から突出するものうち10平方メートル以下のものに限る。)の設置の許可の申請に対する審査	広告板の設置許可申請手数料	面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円
50	東京都屋外広告物条例の規定に基づくはり紙又ははり札等の設置の許可の申請に対する審査	はり紙又ははり札等の設置許可申請手数料	50枚までごとにつき 2,250円
51	東京都屋外広告物条例の規定に基づく広告旗の設置の許可の申請に対する審査	広告旗の設置許可申請手数料	1本につき 450円
52	東京都屋外広告物条例の規定に基づく立看板等の設置の許可の申請に対する審査	立看板等の設置許可申請手数料	1枚につき 450円

<p>定に基づく建築物に関する工事完了（25の項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査</p>	<p>知手数料</p>	<p>額は、工事完了通知1件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、23の項又は26の項に掲げる額の手数を加えた額）</p> <p><u>30平方メートル以内のもの</u> 10,000円</p> <p><u>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</u> 12,000円</p> <p><u>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</u> 16,000円</p> <p><u>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> 22,000円</p> <p><u>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u></p>
--	-------------	--

<p>53</p>	<p>東京都屋外広告物条例の規定に基づくアドバルーン（電飾を除く。）の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>アドバルーンの設置許可申請手数料</p>	<p>1個につき 2,850円</p>
<p>54</p>	<p>東京都屋外広告物条例の規定に基づく広告幕（網製のものを含む。）の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>広告幕（網）の設置許可申請手数料</p>	<p>1張につき 990円</p>
<p>55</p>	<p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第81条第1項の規定に基づく工場の設置の認可の申請に対する審査</p>	<p>工場設置認可申請手数料</p>	<p>工場設置認可申請1件につき、工場の作業場の床面積の合計に応じ次に掲げる額</p> <p><u>500平方メートル以下のもの</u> 8,700円</p> <p><u>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</u> 14,200円</p> <p><u>1,000平方メートルを超えるもの</u> 20,200円</p>
<p>56</p>	<p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第82条第1項の規定に基づく工場の変更の認可の</p>	<p>工場変更認可申請手数料</p>	<p>1件につき 7,600円</p>

			<p><u>もの</u></p> <p><u>36,000円</u></p> <p><u>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>50,000円</u></p> <p><u>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>120,000円</u></p> <p><u>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>190,000円</u></p> <p><u>50,000平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>380,000円</u></p> <p><u>ア 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積</u></p> <p><u>イ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合当該移転又は修繕若しくは模様替に係る</u></p>		<p><u>申請に対する審査</u></p>		<p><u>備考</u></p> <p><u>1 46の6の項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は46の7の項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。</u></p> <p><u>2 46の6の項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は46の7の項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。</u></p>
--	--	--	--	--	------------------------	--	---

			部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積
23	法第18条第15項の規定に基づく昇降機（法第87条の2に規定するものに限る。）又は法第87条の2において準用する法第18条第15項の規定に基づく建築設備に関する工事完了（26の項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査	建築設備の設置に関する工事完了通知手数料	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 13,000円 小荷物専用昇降機1基につき 8,000円 昇降機以外の建築設備1件につき 13,000円
24	法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第15項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査	工作物の築造に関する工事完了通知手数料	1件につき 9,000円
25	法第18条第15項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該通知が法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。26の項において同じ。）の通知に対する審査	中間検査を受けた建築物の工事完了通知手数料	工事完了通知手数料の額は、工事完了通知1件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、

23の項又は26の項
に掲げる額の手数を
加えた額)

30平方メートル以
内のもの

9,000円

30平方メートルを
超え、100平方メ
ートル以内のもの

11,000円

100平方メートル
を超え、200平方
メートル以内のもの

15,000円

200平方メートル
を超え、500平方
メートル以内のもの

21,000円

500平方メートル
を超え、1,000
平方メートル以内の
もの

35,000円

1,000平方メー
トルを超え、2,0
00平方メートル以
内のもの

47,000円

2,000平方メー
トルを超え、10,
000平方メートル

			<p><u>以内のもの</u></p> <p><u>110,000円</u></p> <p><u>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>180,000円</u></p> <p><u>50,000平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>370,000円</u></p> <p><u>ア 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積</u></p> <p><u>イ 建築物を移転し、又はその大規模の修しくは模様替に係る繕若しくは大規模の模様替をした場合当該移転又は修繕若部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積</u></p>
<u>26</u>	<u>法第18条第15項の規定に基づく昇降機（法第87条の2に規定するものに限る。）に関する工事完了の通知に対する審査</u>	<u>中間検査を受けた昇降機に関する工事完了通知手数料</u>	<p><u>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき</u></p> <p><u>12,000円</u></p> <p><u>小荷物専用昇降機1基につき</u></p> <p><u>8,000円</u></p>

27	<u>法第18条第18項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査</u>	<u>建築物に関する特定工程工事終了通知手数料</u>	<u>特定工程工事終了通知手数料の額は、特定工程工事終了通知1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、28の項に掲げる額の手数料を加えた額）</u> <u>30平方メートル以内のもの</u> <u>9,000円</u> <u>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</u> <u>11,000円</u> <u>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</u> <u>15,000円</u> <u>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> <u>20,000円</u> <u>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u>
----	---	-----------------------------	--

			<u>もの</u> <u>33,000円</u> <u>1,000平方メー</u> <u>トルを超え、2,0</u> <u>00平方メートル以</u> <u>内のもの</u> <u>45,000円</u> <u>2,000平方メー</u> <u>トルを超え、10,</u> <u>000平方メートル</u> <u>以内のもの</u> <u>100,000円</u> <u>10,000平方メ</u> <u>ートルを超え、50</u> <u>,000平方メート</u> <u>ル以内のもの</u> <u>160,000円</u> <u>50,000平方メ</u> <u>ートルを超えるもの</u> <u>330,000円</u>
<u>28</u>	<u>法第18条第18項の規</u> <u>定に基づく昇降機（法第</u> <u>87条の2に規定するも</u> <u>のに限る。）又は法第8</u> <u>7条の2において準用す</u> <u>る法第18条第18項の</u> <u>規定に基づく建築設備に</u> <u>関する特定工程工事終了</u> <u>の通知に対する審査</u>	<u>建築設備に</u> <u>る特定工程</u> <u>工事終了通</u> <u>知手数料</u>	<u>昇降機（小荷物専用昇</u> <u>機を除く。）1基につ</u> <u>き</u> <u>12,000円</u> <u>小荷物専用昇降機1基</u> <u>につき</u> <u>8,000円</u> <u>昇降機以外の建築設備</u> <u>1件につき</u> <u>12,000円</u>
<u>29</u>	<u>法第88条第1項におい</u>	<u>工作物に係</u>	<u>1件につき</u>

	て準用する法第18条第18項の規定に基づく工 作物に関する特定工程工 事終了の通知に対する審 査	る特定工程 工事終了通 知手数料	9,000円
30	法第18条第22項第1号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査	検査済証の 交付を受け る前におけ る建築物等 の仮使用承 認申請手 数料	1件につき 120,000円
31	法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査又は位置の指定を受けた道路の変更若しくは廃止の申請に対する審査	道路の位置 の指定、変 更又は廃止 の申請手 数料	1件につき 50,000円
32	法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷 地と道路と の関係の建 築許可申請 手数料	1件につき 33,000円
33	法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等 の道路内に おける建築 許可申請手 数料	1件につき 33,000円
34	法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	道路内にお ける建築認 定申請手 数料	1件につき 27,000円

		料	
35	法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき 160,000円
36	法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料	1件につき 160,000円
37	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料	1件につき 180,000円
38	法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2	特殊建築物等敷地許可申請手数料	1件につき 160,000円

	項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査		
39	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
40	法第53条第4項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料	1件につき 33,000円
41	法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 33,000円
42	法第53条の2第1項第3号又は第4号(法第57条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円
43	法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請	建築物の高さの特例認定申請手数料	1件につき 27,000円

	に対する審査	料	
4 4	法第 5 5 条第 3 項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	1 件につき 160,000円
4 5	法第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	1 件につき 160,000円
4 6	法第 5 7 条第 1 項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき 27,000円
4 7	法第 5 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	特例容積率の限度の指定申請手数料	1 件につき 敷地の数が 2 である場合にあつては 1 1 0, 0 0 0 円、敷地の数が 3 以上である場合にあつては 1 1 0, 0 0 0 円に 2 を超える敷地の数に 3 2, 0 0 0 円を乗じて得た額を加算した額
4 8	法第 5 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査	特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料	1 件につき 6,400円

49	法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円
50	法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
51	法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき 160,000円
52	法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手	1件につき 160,000円

		数料	
5 3	法第 6 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づく建築物の高さ、同条第 2 項第 2 号の規定に基づく建築物の壁面の位置又は同条第 3 項第 2 号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	景観地区内の建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1 件につき 160,000円
5 4	法第 6 8 条第 5 項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき 27,000円
5 5	法第 6 8 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率、同条第 2 項の規定に基づく建築物の建ぺい率又は同条第 3 項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区等内の建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき 27,000円
5 6	法第 6 8 条の 3 第 4 項の規定に基づく建築物の各	再開発等促進区等内の	1 件につき 160,000円

	部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	
57	法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円
58	法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内の建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請	1件につき 27,000円

		手数料	
59	法第68条の5の2第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	防災街区整備地区計画の区域内の建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
60	法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	高度利用と都市機能の更新を図る地区計画等の区域内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円
61	法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の建築物の容積率又は建築物	1件につき 27,000円

		の各部分の 高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
62	法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建ぺい率の特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内の建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
63	法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
64	法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき 105,000円
65	法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあっては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

66	<p>法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>既存建築物を前提として総合的に設計した建築物の特例認定申請手数料</p>	<p>1件につき 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
67	<p>法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料</p>	<p>1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあつては238,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
68	<p>法第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>既存建築物を前提として総合的に設計した建築物</p>	<p>1件につき 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては238</p>

		の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料	, 000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
69	法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	1件につき 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
70	法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物又は同条第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料	1件につき 建築物（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあって

	の全体計画に関する認定の申請に対する審査	行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料	
74	法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行うことについての認定を受けた当該2以上の工事の全体計画の変更に関する認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う認定を受けた当該2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請手数料	1件につき 27,000円

(16) 東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号。以下この号において「都条例」という。）関係

	事務	名称	金額
1	都条例の規定に基づく広告塔（高さ2メートル以下のものに限る。）の設置の許可の申請に対する審査	広告塔の設置許可申請手数料	面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円
2	都条例の規定に基づく広告板（建築物の壁面を利用するものうち20平方メートル以下のもの及び建築物の壁面から突出	広告板の設置許可申請手数料	面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円

	するもののうち10平方メートル以下のものに限る。)の設置の許可の申請に対する審査		
3	都条例の規定に基づくはり紙又ははり札等の設置の許可の申請に対する審査	はり紙又ははり札等の設置許可申請手数料	50枚までごとにつき 2,250円
4	都条例の規定に基づく広告旗の設置の許可の申請に対する審査	広告旗の設置許可申請手数料	1本につき 450円
5	都条例の規定に基づく立看板等の設置の許可の申請に対する審査	立看板等の設置許可申請手数料	1枚につき 450円
6	都条例の規定に基づくアドバルーン(電飾を除く。)の設置の許可の申請に対する審査	アドバルーンの設置許可申請手数料	1個につき 2,850円
7	都条例の規定に基づく広告幕(網製のものを含む。)の設置の許可の申請に対する審査	広告幕(網)の設置許可申請手数料	1張につき 990円

(17) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下この号において「都条例」という。)関係

	事務	名称	金額
1	都条例第81条第1項の規定に基づく工場の設置の認可の申請に対する審査	工場設置認可申請手数料	工場設置認可申請1件につき、工場の作業場の床面積の合計に応じ次に掲げる額 500平方メートル

			<u>以下のもの</u> <u>8,700円</u> <u>500平方メートル</u> <u>を超え、1,000</u> <u>平方メートル以下の</u> <u>もの</u> <u>14,200円</u> <u>1,000平方メー</u> <u>トルを超えるもの</u> <u>20,200円</u>
<u>2</u>	<u>都条例第82条第1項の</u> <u>規定に基づく工場の変更</u> <u>の認可の申請に対する審</u> <u>査</u>	<u>工場変更認</u> <u>可申請手数</u> <u>料</u>	<u>1件につき</u> <u>7,600円</u>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。